

第24回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年5月27日(火) 午後 4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年5月27日(火) 午後 4時01分

2. 閉会時間 令和 7年5月27日(火) 午後 4時32分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	15番 林田 了星	17番 金子 利範
19番 村里 枝美子		

5. 欠席委員者の数 3名

11番 森本 勝也	16番 太田 武春	18番 廣瀬 光徳
-----------	-----------	-----------

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 13名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	杉谷 酒井 和
三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成	三会 福島 真一
三会 北田 広和	三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明
高野 林 耕平	高野 竹田 静男	久原 森崎 誠一
戸田 稲田 浩敏		

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議
について
第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について
第6号議案 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和6年度農業委員の
農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

議長

ただ今より、第24回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡があっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 7筆 5, 347.44平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 293平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、田 1筆 981平方メートル、畑 4筆 3,780平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

貸借後の耕作面積は、16,975平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、トラック 2台、マルチャー 1台、管理機 1台、コンバイン 1台 耕運機 1台他を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番について報告します。

賃借人は、50年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営み、大根を作付けし、自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、田 1筆 981平方メートル、畑 4筆 3,780平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

貸借後の耕作面積は、16,975平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、トラック 2台、マルチャー 1台、管理機 1台、コンバイン 1台 耕運機 1台他を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について報告します。

賃借人は、50年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営み、大根を作付けし、自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 21平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,214平方メートルで、農機具は、トラクター1台、フォークリフト 1台、キャリア 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、20年の酪農業暦があります。

家族2人で農業を営み、水稲・イチゴ・人参を作付けし、自宅から500メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 753平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、2,100平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（北浦 守金 会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

（…… 委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、7年の農作業暦があります。

1人で農業を営み、カボチャを作付けし、自宅から徒歩10分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、3番に記載のとおりで、畑 4筆 1,991平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、19,269平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、コンバイン 1台、管理機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしており

ます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営み、大根・人参・西瓜を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発生)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページから5ページ、4番に記載のとおりで、畑13筆2,727.08平方メートルを売買するための申請です。今回の申請は、共有名義農地を、その中の一人に変更するための申請です。

取得後の耕作面積は、2,727.08平方メートルで、農機具は、小型耕運機 1台、他に

作業道具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は30年の農作業暦があります。

枇杷・梅を作付けし、自宅から300メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 1,149平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,256平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、草刈機 1台、管理機 1台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は50年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営み、人参・スイートコーンを作付けし、自宅から車で3分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、平成5年月日不詳から、資材置場としてされていたが、現在は道路の残地となっており隣接する宅地と一体に整地されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は上の原二丁目の一角にあり、北側、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について関連がありますので、一括して上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局(

第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

先月の第23回総会において、農業委員へは説明していますが、今回、推進委員で初めてとなる方がいらっしゃいますので、再度説明します。

令和7年3月31日に策定された「地域計画」に基づき、地域計画内の農地(農振地域)とその他農地について、農地の貸借の流れが変わることに伴い、議案も分けて上程することとなりました。

具体的には、中間管理機構を介した貸借ですが、第4号議案が「地域計画内の農地」について農地中間管理機構が「促進計画」を定める場合、農業委員会が意見審議し承認を行うものであります。

また、第5号議案は「地域計画外の農地」について、従前の「促進計画」の作成を要請するものであります。

それでは、第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について説明します。

議案集の7ページから8ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、32筆、39,069.52平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、農地中間管理機構から審議依頼があり、承認しようとするものです。内、2筆、1,722平方メートルが、受け手のみの変更となります。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。なお、4月総会から、受け手の詳細について、利用権設定が新規設定者のみとし、契約更新者については省略させていただきました。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、14名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第4号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長

第4号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、森 委員に報告

します。

次に、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

議案集の9ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、2筆、1,801平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、2名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第24回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時32分